

令和5年度きのくに文化月間連携事業募集要項

1 趣 旨

「紀の国わかやま文化祭2021」で築かれた文化団体間の交流及び活動を継続させるとともに、障害のある方の芸術活動への参加を促し、加えて、次世代を担う青少年の文化芸術への関心を高めるため、毎年11月を「きのくに文化月間」と定め、本県の文化芸術の継承及び持続的な発展を目指します。

そこで、本事業の趣旨に沿うもので、多くの方が文化芸術に触れる機会を提供する事業（以下「連携事業」という。）を募集します。

2 募集期間

令和5年7月21日（金）まで ※消印有効

3 対象事業

連携事業は、次の（1）、（2）を満たすものを対象とします。

（1）期 間

令和5年11月1日（水）から同月30日（木）の間に実施する事業であること。ただし、実施期間が上記期間外に及ぶものでも、主要事業が期間内で実施されると認められるものは対象とします。

（2）主催者

和歌山県内に所在する地方公共団体、公共施設、学校、自治会、企業、NPO法人、各種団体等

4 承認基準

連携事業の趣旨に沿う事業を、申込内容に基づき「連携事業」として承認します。ただし、次のいずれかに該当する場合は承認しないものとします。

- （1） 営利を目的とする行事であると認められるもの
- （2） 特定個人の売名等に利用するものであると認められるもの
- （3） 特定の目的をもった政治活動又は宗教活動であると認められるもの
- （4） 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が主催する行事等、公安又は風俗を害するおそれがあるもの
- （5） 一般の人に公開されないもの
- （6） その他適当でないと認められるもの

5 申込手続等

- （1） 主催者は、令和5年7月21日（金）までに、連携事業参加申込書を和

歌山県文化学術課（以下「県文化学術課」という。）へ提出するものとします。

- (2) 連携事業として承認する場合は、原則として、申込書を受理した日から2週間以内にその旨を通知します。
- (3) 承認された事業においては、次の広報を行っていただきます。
 - ・ポスター、パンフレット、チラシ等の印刷物において、「きのくに文化月間」の名義及びロゴマーク等を表示していただきます。
 - ・ホームページや SNS 等において、文化月間の開催等に関する情報を掲載していただきます。
 - ・連携事業開催会場において、文化月間の開催等に関する情報のアナウンスや、県文化学術課の求めに応じて広報物の展示等をしていただきます。
- (4) 申込書につきましては、県文化学術課のホームページからダウンロードできます。

○ <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/022100/>

6 承認によるメリット

- (1) 「きのくに文化月間」パンフレットに掲載
- (2) 県文化学術課ホームページに「連携事業」として掲載
- (3) 県公式フェイスブック、インスタグラム、ツイッター等で事業紹介
- (4) 報道機関への資料提供

7 注意事項

主催者は、承認された事業について、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 事業内容等を変更する場合は、速やかに申し出ること。
- (2) 事業に要する経費は、すべて主催者の負担で行うこと（補助金・助成金等を除く。）
- (3) 事業実施に必要な許認可等は、主催者の責任で処理すること。
- (4) 事故等が発生した場合は、主催者の責任で解決すること。
- (5) 事業の承認後に「4 承認基準」に反する事項がある又は上記（1）から（4）までが遵守されないと認められたときは、承認を取り消す場合があります。

8 申込書提出先・お問合せ先

和歌山県企画部企画政策局 文化学術課

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話：073-441-2052 FAX：073-436-7767

E-mail：e0221001@pref.wakayama.lg.jp